

はり・きゅう・マッサージの 保険適用について

施術費用は償還払い(全額立て替え)方式です

健康保険が使えるのは、一部の症状に対する施術のみです。

健康保険を使った施術を受けるには、医師の同意が必要です。ご注意ください。

はり・きゅう

(はり師・きゅう師)

はり・きゅうとは

東洋医学の一分野である伝統的医療で、細い針をツボに刺し入れたり、もぐさを燃やしてツボに刺激を加え病気を治そうとする施術のこと。肩こり・神経痛のほか、様々な病気・症状に効果があるとされる。国家資格であるはり師・きゅう師の有資格者のみが施術できる。



健康保険
使える

- 神経痛
- リウマチ
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸腕症候群
- 頸椎捻挫後遺症

その他、これらに類似する疾患など

マッサージ

(あん摩マッサージ指圧師)

マッサージとは

整体・手もみマッサージ・指圧など様々な名称で行われているが、健康保険が適用されるのは、国家資格である「あん摩マッサージ指圧師」による一部の症状に対する施術のみ。



健康保険
使える

- 筋麻痺
- 筋萎縮
- 関節拘縮

など

骨折や手術後の障害、脳梗塞の後遺症などによる症状

はり・きゅう、マッサージにかかるときの注意点



健康保険を使った施術を受けるには、医師の同意が必要

施術初めに、医師がはり・きゅう、マッサージの治療が必要であると認めた「同意書」または「診断書」が必要です。医師に必要事項を記入してもらいます。その後も、6か月ごとに医師の同意が必要です。

医療機関(病院・診療所等)との重複受診について

健康保険ではり・きゅうにかかっている間は、同じ病気で重複して医療機関での保険治療を受けることはできません。マッサージは同一の症状で医療機関と並行して受けても、健康保険を併用できます。

施術費用は、患者がいったん窓口で全額を支払います。その後、施術所から施術内容や費用について証明を受けた「療養費支給申請書」を、患者自身で健保組合に提出し、支給決定されたものについて、健保負担分が支給されます。

